

藤沢市旅館業法施行条例の一部改正について  
藤沢市旅館業法施行条例の一部を次のように改正する。

2015年（平成27年）2月16日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

藤沢市旅館業法施行条例（平成24年藤沢市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中「少年院法（昭和23年法律第169号）第2条第1項」を「少年院法（平成26年法律第58号）第3条」に改める。

別表第2第3項第6号，別表第3第3項第6号及び別表第4第3項第3号中「エアシューター」を「自動精算機」に改める。

附 則

この条例は，少年院法（平成26年法律第58号）の施行の日から施行する。ただし，別表第2から別表第4までの改正規定は，公布の日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは，条例中において引用している少年院法が改正されたこと等に伴い所要の改正をする必要による。